

府中市生涯学習審議会（平成27年度第6回）会議録

1 日 時 平成27年11月19日（木）午後3時～5時

2 場 所 府中駅北第2庁舎3階第1会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員13名

荒金恵一委員、大谷久知委員、奥野英城委員、木内直美委員、小島 茂委員
相良恵子委員、関口美礼委員、武野純子委員、寺谷弘壬委員、長畑 誠委員、
中村洋子委員、新島 香委員、三宅 昭委員

※鈴木映子委員、鶴田知佳子委員は欠席。

（2）職員5名

宮崎生涯学習スポーツ課長補佐、目黒学習推進係長、諫山事務職員
桐生スポーツ推進係長、稲垣事務職員

4 開 会

5 報告事項

（1）配布資料の確認

- ① スポーツに関する各補助金の概要
- ② 平成27年度第5回会議録（案）
- ③ 社会教育関係団体に関する課題と解決の方針（案2）
- ④ とうきょうの地域教育 第121号
- ⑤ 府中のスポーツ 第28号
- ⑥ 教育支援コーディネーター・フォーラム チラシ
- ⑦ 平成27年度憲法講演会 チラシ

（2）前回会議録の確認

前回会議録（案）について、市民に公開することが了承された。

（3）第46回関東甲信越静社会教育研究大会（群馬大会）の報告

出席者の三宅委員、中村委員から報告された。

【要旨】

11月5日・6日の2日にかけて大会が実施され、5日に出席した。
関係者あいさつのあと、ご当地芸能の八木節のアトラクションがあった。

記念講演は、ノルディック複合オリンピック金メダリストの荻原健二氏。

タイトルは、「世界一を目指して。～五輪選手育成の現場から～」。

今は、北野建設スキー部のGMとして後進の育成にあたっている。北野建設は草津の建設会社なので、東京のゼネコンのような規模ではない。

ほか、長野県教育委員会の教育委員として人材育成を担っているようだ。

80分の講演だったが、最初にラグビーW杯での日本の活躍に触れた。マインドセット、意識を変えたということについて、主体性をもつこと、受身で練習をやらされるのではなく自主的にやることの大事さを述べていた。

エディ・ジョーンズ監督に日本が世界で上位に行くために何が必要かを聞いたそうだが、日本では、レベルの高い人向けのラグビーは指導されておらず、規律ある指導が優先される。そういう育成では、とうてい1位を狙えないので、教育の仕方を変えるしかないと言われたとのこと。

また、指導者としては、昔とは違い、選手と向き合い、選手の話を良く聞くことが大事ということをお願いしていたとのことだった。

あとは、ご自分の経験を話していたが、小さいときのスキー少年団所属時代に、父親に「有名になってテレビに出たい。」という夢を語った。なら「オリンピック選手になればいい。」と父親から言われたことでやる気スイッチが入った、などスポーツを通して、親子の対話など様々なことに広げて講演をされていた。

その後、パネルディスカッションがあり、コーディネーター1名とパネリストの方々が舞台の上で映像を交えて議論していた。タイトルは「ぬくもりある地域社会を目指した社会教育委員の今後の可能性について」でしたが、共通していたのは、企業や組織の連携、人と人との連携が必要とのことだった。

これらの情報を集め、共有して、地域をつなぐ力が必要ということだった。

6 審議事項

(1) スポーツに関する各補助金の概要について

(事務局) 本審議事項は、社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合に社会教育法第13条及びスポーツ基本法35条の規定に基づき、審議会等合議制の機関の意見を聴かなければならないことになっていることから、意見を伺うもの。

(資料1に基づき体育団体活動事業補助金及びジュニアスポーツ活動事業補助金について説明。全国大会出場者補助金は社会教育関係団体に対するものではないので参考として説明。)

(委員) 府中市にはスポーツ関係の審議会があると思ったが、なぜここで議論

しなければならないのか伺いたい。

(事務局) 府中市はスポーツ基本法に基づくスポーツ推進審議会は設置してはなく、スポーツ推進委員を委嘱している。これは合議制の審議機関ではなく、スポーツ事業の実施や指導にあたるものである。生涯学習審議会は、社会教育委員の会議の機能を兼ねており、スポーツも社会教育の一部であることからここで意見を伺うこととしている。

(委員) 年度によって交付団体が増えている。また、体育団体、ジュニアスポーツ団体ともに要望団体数が減少しているが、どういう団体がどういう理由で要望をやめているかを把握しているか。

(事務局) 要綱上の交付要件、例えばジュニアスポーツ団体で10人以上の子供が所属しているとかを満たせなくなったという理由が多い。また、説明会を行う際に欠席していたり、こちらから連絡しても連絡が取れないため書類が出てこないとか、来年度は辞退するとかの連絡があるとかの理由がある。

(委員) 概要を説明されたが、何を審議してよいのかが分からない。

(事務局) 憲法89条で公金を公の支配に属さない教育や博愛の事業を行う団体に支出してはならないと規定されている。その例外として交付する際の手続きが社会教育法等の法律に定められている。

府中市においては、スポーツの分野で公費を用いて補助している団体があるということを皆さまに報告させていただいていたが、それがあまりにも特定の個人や団体の不当な利益になっていたり、行政の不当な支配や介入につながっていたりしないかどうかということを審議していただきご意見をいただきたい。

(委員) 今の話だと団体に補助する金額は小額だろうが、小額といえども公金である。交付要綱を見ると実績報告は求めているようだが、会計報告は提出させているのか。あるいは、渡し切りの補助金となっているのか。精算行為はあるか。

(事務局) 交付後に必ず領収書付の会計報告をさせていて、補助対象経費外に充当されていないかの確認は行うし、残余があれば精算する手続きを行っている。

(委員) 財政状況が全国的に厳しいわけだが、全国あるいは都内一律に補助額が減らされているのか。

(事務局) スポーツ関係の団体への補助は近隣市では制度を持っている市が少ない。府中市は、スポーツ振興のためこれらの補助金を独自制度として行

っているので一概に他市等と比較することは難しい。

(委 員) 団体数が大きくは変化していないが、継続的に補助を受けている団体はどのくらいあるか。新規の団体の割合も教えてほしい。

(事務局) ジュニアスポーツの場合は、ほとんどが継続的に補助を受けている。新規の団体は例年1～2件程度。体育団体についても新設されるケースが少なく団体数にあまり変化がないのでほとんどが継続補助を受けている。

(委 員) 体育団体活動事業補助金について、団体が市民に向けて事業をする際の補助金と読めるが、そういう会計報告になっているか。どういう事業をしているか。一律的な補助であるのか。行政側での取捨選択はないのか。

(事務局) 一律的な補助ではなく、各団体からの要望を聞いて、行政側で精査をしてから予算化を行う。内容については、団体によって全部違うがこういう大会をやりますというような書類を提出させている。

(委 員) 対象が市民向けかという点では、市民向けで、市外の人も対象としているような事業については、補助されない。そのため、市内の小中学生を対象にしたスポーツ事業について充当されることが多い。

補助率が2分の1ということもあり、かつては事業を立ち上げるのに大いに役に立ったが、今は減額され続けて、実態としては3分の1程度の補助となっているようだ。

(委 員) 体育団体活動事業補助金の説明には、「社会教育の振興を図る。」という文言があるが、奇異に感じるのは、なぜスポーツだけ補助されるのか。社会教育の振興を掲げるのであればほかに文化や学習の団体もある。各社会教育団体に施設利用の無料枠を与えることによって間接的にサポートしているという考え方であったと理解しているが、スポーツの分野については、さらに運営上の補助金も与えることによって別格扱いをしている印象を受ける。その背景にあるものはなんなのを知りたい。

(事務局) 文化とか学習の団体に対しては、そもそも費用が発生しにくい形になるように府中市は援助をしてきた。しかし、スポーツの団体に関しては、市の条例上基本的に無料利用できる施設がない。市民球場を使う場合や体育館でも使用料を取っている。そういったこともあって、金銭的な補助をしてきた経緯があるということと言える。また、こういう補助制度を創設した頃は、府中市の財政も非常に豊かだったということもあって今は、補助総額は下がっている。

生涯学習スポーツ課ではないが、文化団体や音楽団体に助成しているケースもあり、それはまた報告させていただくが、補助と言うやり方だけではなく、市の事業を請け負う、委託されるという形での支援もあります。

委託と補助では事業における団体の自主性において差がありますがそういう意味ではスポーツだけには限られず、文化部門等でも支援を受けているケースはある。

(副会長) 意見が出尽くしたようですが、会としての承認が必要か。

(事務局) はい。意見を聴くということが法律の趣旨。また、毎年補助金制度は見直しているので、改善のチャンスは毎年ある。ご意見をいただきながら補助制度を運用していきたいということである。

(副会長) それでは本件を承認される方は挙手をお願いします。

(12対1の賛成多数で承認すると決定された。)

(2) 諮問事項について

(会 長) 前回の会議までにいろんなご意見をいただいたが、社会教育団体に関する課題については、資料3に「社会教育関係団体に関する課題と解決の方針」として整理されているので、今回は、これについてある程度の結論を出して、次回からは2つ目の諮問事項の「地域の教育力を活用して家庭教育を支援する」という重大な問題に移っていきたい。

資料3を見ながら議論すると深まると思いますので、ご発言を。

(委 員) 府中市の社会教育関係団体の登録制度は、長く、大幅な制度変更をしないという路線上にあったのではないかと思います。しかし今は、市民活動とか、生涯学習活動とかいろいろな活動をする団体を含むようになってきている。この社会教育関係団体の定義を、審議会の中でも共通認識しておく必要があるのでは。

私は、最近では本来の意味の社会教育関係団体は、非常にわずかになってしまっていて、ほとんどはサークル的な活動にとどまる学習団体ではないかと思う。本当に社会教育活動として社会に還元している団体が約1,500の登録団体のうちどれくらいあるのだろうか。府中市では広く市民活動団体と学習団体まで含めて、社会教育関係団体というように定義することが良いのかどうかの議論が必要なのではと考えている。

(委 員) 今は、かなり前から文部科学省は、大きくとらえて、「社会教育」という言葉より、「生涯学習」という言葉でまとめようとしている。なぜ

社会教育関係団体という言葉の「教育」という文言が残っているのか、定かではないが。

- (委 員) そこは生涯学習の時代になった時に、この社会教育関係団体の文言をそのまま残して、拡大解釈してきた市町村と、そうではなく、生涯学習の時代になったので社会教育関係団体はやめて「市民グループ」とか「市民活動グループ」という呼称にした市とがあると思います。

府中市のスタンスとしては、将来の事はわからないが、当面は、そういう学習団体や自主活動グループも含めて、社会教育関係団体というように理解する、もちろん、NPO法人もそうだろうし、という解釈なのでしょうね。

- (委 員) 先月の議論の中の問題は、不正登録をどうするかということと、それに対してどういう支援を与えるかということ、さらにもう一つ大きな問題は、東京都の各区市もそうだけれども、政治とか宗教に関する活動をどこまで認めるべきかということでは。

ところによっては公序良俗を登録要件に付け加えたり、あるいは、政治・宗教を行わない団体というふうに規定しています。府中市もこれに倣ったらいいか、あるいはそういうことは気にしなくても良いものかどうか。一応この問題の解決をしたら良いかと思うのですが。

それから、ある程度有料化の枠組みを考える・・・そしてその代わりに、登録団体が事業収入を得て活動できるような仕組みを考えた方が良いのではないかと思うが、如何だろうか。

- (委 員) 今までの流れで言いますと、まず、無料利用枠はなくなるけれども、登録した団体は少し減額するという流れが一つ。次に、登録するためのハードルが前よりも少し低くなって、人数が少なかったりとか市民要件を引き下げたりと、ここらへんのところまでは判り易いのではないかと思う。

さらに、今のお話にあったように、若干、参加費や実費を出してもらうというのも良い事にしようというところまでも問題なさそうで、物品販売がどこまで許されるかは難しいかもしれないが、少なくとも実費を徴収するのは良いのではないかということ。

ただ引っかかってくるのが、具体的にどういう団体だったら登録できるかの登録要件の中に、どういう団体を不可とするかという問題。政治・宗教のような活動をどこまで容認できるのかの線引き。

もう一つは、登録はしたけれども、やる活動、その時に使う時の使用

目的の中に何か縛りをかけるのかどうかということ。例えば、学習活動と全く関係ない事でも良いか。

(委員) 例えば、社会教育関係団体が定期総会を開くというケースが、実際各団体であると思うが、それはどうしているのか。公民館の利用は、学習にしか使用できないというのが一つある。

それから、一般の市民も参加するような活動での使用はできないという事ですね。

(委員) こういうことが、前回話し合って一般市民を対象にしても良いのではないかという話になったとは思う。そうだとすると中身が一般市民を対象にして学習活動ではないものとはいいたいなんだろうと思うのだが。

(委員) 最初に問題になった地域で説明会を開くとか。

(委員) そうですね。説明会なので、一応学習と言えないこともないか。

だいたい学習に入っちゃうので大丈夫なのではないかと思うが、政治とか宗教とかさえを排除しておけばというのものもあるかもしれない。

(委員) 宗教というと、例えば仏教とかの勉強会とかそういうものも、宗教の内に入ってくるのだろうか。

(委員) それは「特定の宗教を支持とか支援とかをしてはならない。」そのように書かれていると思うのですが。(社教法第23条第2項)

(委員) 一般的に宗教を勉強するという事だったらOKと思う。仏教とか日本が100%仏教徒だったらそもそも問題にならないと思うが・・・

(委員) 例えば、聖書だったり、イスラムのコーランとか、過激な目的ではなくその神髄そのものを勉強するというものであれば勉強会になると思うが、その線引きはどのようにするべきか。宗教はだめというと全部がだめになってしまう。

(委員) 法は宗教がだめだとは言っていないと思う。

(事務局) 補足します。公民館利用について政治と宗教のことは営利性ととも非常に難しい問題があって、社会教育法の規定があります。政治については「特定の政党の利害に関する事業を行う、または特定の候補者の支持をしてはならない。」ということなので、公民館が特定の政党を支援したり、または誹謗したり、または特定の候補者を支持したり、または貶めたりということをやってはいけないのだが、利用自体は禁止していない。なので、公職の選挙の際に公民館で演説会が行われることは割合よくあること。費用を払って使う分には公民館が支持したことにはあたらないので結構だという判断。

(委 員) それは演説会の話で、社会教育関係団体として登録するとなると。

(事務局) はい。政治団体の登録は難しい。ただ、自主的な学習活動をしている団体である限り、認めるケースはあると思います。

宗教の方は、「特定の宗教、または特定の教団等を支持・支援してはならない。」となっている。府中市の場合、無料利用が原則なので、これが支援にあたるのではないかという悩ましさがあるので、「宗教」の場合、ほとんどお断りしているというのが、府中市の現状となっている。

(委 員) 立川市などは宗教活動を行う団体は登録できないと明記している。そういうところは全国でも多いが、府中市は府中市の決定を推進すれば良いと思う。

(事務局) 前回お配りしている資料だが、多摩地区でもこのことの見解が分かれている。非常に「宗教」についての取扱いは難しいのが、理論的には、聖書の研究、聖書を読むという学習は、割合一般的なことだと思うので、宗教活動の側面がなければ・・・その判断に足る書類があれば、認めることにはなるだろうと思っている。しかし判断は非常に難しい。例えば特定の政党や特定の宗教に関係ある団体の方々が学習をするサークルを結成する場合だが、結社の自由を認めるというもう一方の我々の立場もある、団体の結成は自由なのである。

で、結局は書類で判断するというのが実態で、書類上明らかに学習目的であるというところが書けていれば、それは登録すべきものと判断される。仮に構成メンバーが名簿的に某政党の支援者の集まりということが類推できたとしても、それをもって差別取扱いはしない。ちょっとそこは営利性とかよりもナーバスなところ。

(委 員) 今のお話ですと、無料ではなくなって、有料で使ってもらったのなら、別にいいという考え方なのだろうか。

(事務局) そのとおりです。

(委 員) 逆にそのときは、許可を与えない場合は問題になるのだろう。

(委 員) 判断の敷居が低い方が面倒は少ないと思う。敷居を上げると、それに入っているかいないかの判断をしなくてはならない。低ければ誰でもOKということになって、単に早いもの勝ちということになれば楽なのだろう。

(委 員) 問題がなければ、記述しない方がいい。でも宗教によってAは認めて、Bは認めないとかないと説明がつかない。例えば聖書はいいけどイスラム教は悪いとかないと説明ができないと思う。例として挙げたが、もっ

と少数派の宗派もあるだろうから。

(委 員) 公民館を利用されている方々、市民の皆さんは、無料枠を無くすことの了解をするかどうか気になるところで、公民館利用者のご意見はお聞きしておきたい。

(委 員) 今の登録団体で、年配の方たちのグループがあるんじゃないかと思うが、年齢層的に 70 歳・80 歳ぐらいの方々が組んでいるグループは全体でどれくらいあるのだろうか。

(事務局) 資料としてはもっていませんが、感覚的には一定の割合である。70 歳以上の方だけで構成されているという団体は、多数派ではないのですが、2 割程度あるのではないかと思う。一番多いのは 50 代から 80 代までまんべんなく会員がいるケース。ただ 10 代から会員がいる団体もたくさんある。

(委 員) 高齢の方たちからも使用料をとるとというのが、元気に健康で生活しているのに、ちょっと逼迫させてしまうのはちょっと可哀そうとか、健康的な活動ができて健康寿命が長くなる方が良いんじゃないかとか、そういう思いはある。その辺は、少し緩和してあげられる制度があってもいいのかなと。

それから先程出ていた定期総会とかに会場を使いたいというときは収益とか参加費をとってやる性質のものでもないのに、今までは 2 ヶ月に 3 回まで無料という枠を広げて、例えば年に 3 回までとか、そういう枠を組んであげると、収入の見込みのない活動に関しても使えていいのかなという感じもしている。

(委 員) 資料 3 では、登録団体の施設使用料は減額するという方針案が出ているが、例えば、ちゃんと一年間の報告書を出しているところは、年に何回か無料で使えるというような条件をつければ総会もできる。また、実際の料金水準がいくらなら良いのかという議論があると思う。一回の利用が 5,000 円とかになってしまうとみんな困ると思うが、例えば 1,000 円ぐらいだったら、会員さんが 10 人いれば、100 円で済むわけですし、年 1,200 円ぐらいの会費負担なら平気という方もいると思う。使わせてもらっているのだから、料金負担をすることで公民館・文化センターが維持できるのなら負担してもいいという方も多いと思う。

(委 員) その報告書は一年後に出させるのか。

(事務局) 今も出してもらっている。

申込の時に、「こういう社会貢献活動をします。」ということも書い

て、報告書の中でも、活動実績の記入欄があるのだが、15 文字くらい分の枠しかないので、やったかどうかの証明はちょっと曖昧で、前回の審議会の意見を受けて記入欄を増やしたり、写真の一枚でも添付してもらうとかを考えるべきなのかなと係内で議論になった。

(委員) 今、施設の予約開始時期が、割と直前の 2 か月前だが、もし一律に有料化になるのであれば、予約開始時期も 6 か月前までとかにした方が良いのではないか。

府中市は、何でも無料でやっているが、結局、受益者負担という考え方を府中市もしていかななくてはならない状況にあると思う。だからといって別にマイナスではなくて、自分の中にそれで受けた「益」が残っているはずなので、全く受け入れられないということはないと思う。その方がかえって活動が活発になる部分もあるのでは。一方で、子どものための教育予算が逼迫していたりするので、使用料収入は教育予算内で適切に配分していただきたいと思う。

(委員) 前回の議論の中で事務局に対して、政治・宗教団体およびマイノリティグループの登録に関する事項を追加した場合の答申の方針案を示してほしいということを提案したようだが、これに関する先程からあまり発言がないように思う。事務局の方としては何か具体的な案はあるのか。

(事務局) 失念していたわけではないが、結果として記載がない。また、前回出てきた話を捉えまちがっているかもしれないが、いわゆる性的マイノリティとか民族的マイノリティとかというところについては人数要件が高いハードルになっているだけで、それ以外の団体登録を阻むようなハードルは無いという認識を持っているので、ちょっとあまりそこに議論が深まっていくのは避けた方が良いのではないかと考えていた。政治や宗教的なマイノリティの課題意識とは捉えていなかった。

とにかく政治や宗教に対して行政が支援するという形は難しい。ただ、それが無料でなければ、減額していなければ、支援しているとは言えないと考えている。

結果として、社会教育関係団体登録ができるか否かが公民館利用に関する最も高い障壁になってしまっていて、非登録団体はそもそも予約が困難なところが大きな課題なのではないかというふうに認識している。

(委員) 有料にすれば、もう少し登録要件を引き下げても良いのではないかというお話があったと思うのが、その方向でまとめることはできないか。その際には、周辺の自治体などの事例を参考にしつつ、個人的には、事

事務局案を詰めていただきたいなというふうに思う。それをたたき台にして議論していけば良いと思う。

(委員) その点、宗教については、それほど問題ないのではと思う。というのは、社会教育関係団体として、そのグループが登録すると、メンバーの名前を全部書かなければいけないわけで、そういう条件で、本当に登録するような団体があるのだろうか。実際問題として。あればそれはそれで一般に公開されるわけだから。

(事務局) 感覚的にはそうかもしれないが、ある、ない、でいえばある。

今もあるし、緩和すれば、もっと出るだろうと思う。つまり、政治とか宗教とかにかかわる活動をする方々は本人たちが納得の上でそういうスタンスをとっている。

(委員) 本人たちが納得の上でやるのならば、別に除外する理由はないような気がする。

(事務局) 特に政治や宗教となると、本人の信条だったりするところがあるので、その本人の信条をとやかく言うような話ではないので。

(委員) ええ、とやかく言う話ではない。

(委員) さきほど、無料だと支援にあたるというお話だったが、この資料3で登録団体の施設利用料を減額するとなったときに、登録を認めたら、その減額する分が支援にあたるということはないか。

(事務局) 支援にあたる。すみません。ちょっとそこは語弊があった。もし今後、予約開始時期が揃うのであれば、少なくとも宗教に関する研究をしたいとかいう団体がそもそも利用できないということはない。

この登録団体という言葉の使い方はちょっと整理する必要があるが、減額されるべき団体とそうではないけど利用登録はしてオンライン予約ができるという団体とに分けて整理すべきなのかなと。

今でも、施設予約オンラインシステムというシステムの利用登録をインターネットで予約したい方はするので、有料利用しかできない団体であっても、毎回窓口に来れば利用登録は本当はいらないのだが、インターネットによりセルフで予約をしようと思えば、そのための利用登録ができるという仕組みにはなっている。そういう意味もあるのでこの登録という言葉の使い方はちょっと語弊があると申した。ご指摘のとおり減額は明らかに支援にあたる。

(委員) そうすると、減額される対象となる登録をする場合には、特定の政治・政党と宗教の支援にならないよう文言が難しい。その辺の案を考えてい

ただいて。

(事務局) 実態としてありがちなのは政治団体というか、議員の後援会等が利用する場合なのだが、彼らが無料利用したいという話を聞いたことは一度も無い。

(会 長) これはまた考えていただいて、今後、起草委員を選んだ時に渡していきたいと思う。

(事務局) 資料3について、簡単に説明をさせていただきたい。

資料3表面の方から説明すると、左側3列は前回も出しているところだが、前回の審議の意見を踏まえ、4番の答申の方針案というところには、不特定多数を対象とする事業での利用を解禁する方向ということを書けば良いのではないかというご意見もあったので、そういうことを書かせていただいている。というわけで、今回はデメリットの説明をさせていただきたい。1番ですけど、社会教育関係団体と市民活動をする団体の線引きが困難ということと、少人数で自主活動する団体に対しての支援策がないという課題に対して、生涯学習と市民活動を区別する必要はあまりないと人数要件も緩和していく方向で答申案を作ったかどうかという案。期待される効果は、前回説明した通りだが、デメリットとしては、やはり、緩和すれば緩和しただけ、今でも施設予約が難しいというご意見を良くいただく、中央文化センターとか片町文化センターは中々取れないのだが、これが増々過熱するということはあるだろうとは思っている。

2番目の課題の予約開始時期に異なる取扱いをしているため登録団体でないと、実質的に施設予約が行うことが出来ないということで、答申の方針としては、予約開始時期を同時期とするとしている。デメリットとして挙げているのは、やはり施設予約競争が過熱する。

あともう一点。文化センターで、今日は自主グループの代表で来ていただいている鈴木委員が欠席だが、各文化センターに公民館の自主グループとして文化センターの事業に協力しながら活動している団体がある。そういった団体の定期的な活動が少し困難になるという弊害はあるかなと思っている。

3番目の課題が、無料利用枠があるが故に、不正登録が横行しているという課題に対して、有料化すれば多少効果があるだろうが、デメリットは当然、市民側の負担増があるということ。それをどの水準にしていこうかという課題が逆に出てくると思っている。

4番目の営利事業であるか否かの判断基準がないことから、参加費を徴収する活動が行いにくいという課題に対しては、これを解禁したところでデメリットは特段ないと評価している。法律上の理由や理屈も整理できていると思っている。

ただ、今の条例上、物を売りたい、例えば本を売りたいとか教科書を売りたいとかいったことがあったとしても、条例上、教育委員会の許可が必要という、ちょっとした手続きがあります。こういうデメリットはあるだろうと考えている。

次に裏面にまいります。

私どもが、この審議会の進め方を説明していなかったのがいけなかったのだが、2年間ある審議会なので、1年目は非常に俯瞰的にというか、上から全体を眺めるような感じで議論をしていただいて、実際に2年目は教育委員会に提出する答申書を書き起こしていく流れになり、来年度は起草委員会のようなものができる。そういう意味では、答申案の詳細とか制度を変えたことに伴う弊害等が当然あると思うので、弊害の緩和策を提言していく必要があると思うが、こういったことは、小委員会の方でたたき台を作り、改めて審議会において委員さん皆さんおそろいのところで提示したうえ議論していただくという形になるので、今年度は、今まで出てきた論点についてなんとなくのコンセンサスが出ていただければ十分だと考えている。

今年は、生涯学習審議会でも今までにない本質的な課題に取り込んでいるところで、今は制度を変えるチャンスでもある。今はたまたま、市が運用している施設予約システムの老朽化が著しくて、全面更新せざる負えないところにきているので、その前にある程度の結論がでていってシステムに反映できるという、タイミング的なチャンスでもある。

今まで出てきた論点、なるべくあっさり整理すると、5点あって内3点はあまり異論がないのではないかなという印象を事務局としては持っていた。

過去3回に渡って同じ議論を進めてきた中で、1番、2番、3番については、ちょっとあまり異論がなかったのかなという印象。1の団体の登録要件の緩和については、緩和するとちょっと・・・という話はあまりなかったと思う。2の営利性のない団体、非営利団体の収益事業等を認めるべきかということでは、認めるべきという意見は出たものの反対意見はなかったと思う。また、3の不特定多数を対象とした利用、まあ、

いわゆるイベント的に場所を抑えてそのまま使いたいという場合も、認めるべきという意見が複数あった割には反対意見がなかったということで、ここについてはもう既にコンセンサスがあるという気もしているが、一応の合意を得られるとありがたい。

4点目の不正登録の排除のための手段として有料化を認めるべき、逆に、ちょっと宗教の要素があったり、政治の要素があったりという方々の支援の策としての有料化ということも言えるのだが、全般にやむを得ないのではという論調事態は続いてきた。結局どういう団体であれば無料枠があったり、低額で利用できたりというところの議論は煮詰まりきっていない。また、金額がいくらくらいであれば適当かというところは煮詰まっていないという印象を持っている。

最後の5点目。支援されるべき団体、これは諮問にも書いてあるところだが、これを改めて定義すべきではないかという課題提起があった。やはり意見としては、社会教育に貢献している団体に限定する、地域貢献活動をしていて成果が把握できる団体に限定するなどの意見があった。社会教育に貢献している団体に限定すべきといった方が、支援対象としては狭いと思う。地域貢献していれば、かつ、成果が把握できるのであればといった方が今に近いが、実態のない団体の排除にもつながって良いのかなという印象がある。これはもうちょっと煮詰めていくのもなかなか15人集まった中でやるのは難しいので、まあ、意見を踏まえながらも再定義していく方法でよいのかなという印象を持っている。

今後の予定について、今の時点での結論、来年度たたき台を作る方々のための結論というものが出れば、次回、次々回と家庭教育の事について話して、来年度につながっていくと思うが、そのことについてご意見をいただきたい。

(会 長) わかりました。いかがでしょう、特に5番に対して。

(委 員) 先ほどの話で行くと、政治宗教の話を、どのように書くかというのは5番に関係してくるのではないかというふうに思うが、ちょっとまだあまり議論にはなっていないかと思う。それ以外のことは割ときれいにまとまっているのではないか。

(委 員) 先ほど、使用申込みの始期の差というのがあったが、私は、社会教育関係団体に、何らかの支援をするということであれば、有料化とこれを両方やってしまうのはどうかと思う。そうすると、社会教育関係団体として支援を受ける部分がほとんどなくなってしまう。何か考えないとい

けないのではないかと思います。

(委 員) この支援されるべき団体とは、どれくらいの数か。

(事務局) 今、実は1,400団体ぐらいあって。

(委 員) で、どういう団体の予約を先に受け付けているのだろう。それとももっといろんな団体がこういう形の支援をされるべきなのだろうか。

(事務局) 例えば、減額とか免除とか優先予約など特権を受けられる団体というのは、市なり地域社会に対して貢献が認められる団体にすべきではないかというような議論があったと思います。そこまでのことを思っていないので、そういうようなことも有り得るかなという印象を持った。

登録さえすれば支援を受けられるというよりは、特別な待遇を受ける団体は少し制限されるべきという考え方もあると思っていたということだが、予約開始時期を揃えることについてはそれ程のコンセンサスがなかったのかなという気もしている。

(委 員) 実務上、団体を分類するのは大変な作業ではないのか。

(事務局) はい、非常に大変な・・・、今でもすごく大変で、職員一人が3か月近くつきっきりになった上で、専属のアルバイトさんを使って2名がかりで。

(委 員) そう。机上でいろいろ議論することは可能だけど、要は実務上できるかできないかということとも関係してくる。

(事務局) そのとおりで、データベースに入力しておいて、誰が何人どこに所属しているかということを検索して調べるのが一番確実なのだが、それをするための入力作業もすごい時間をとられている。

(委 員) そういった事も勘案しながら考えなくちゃいけない問題だろう。

(事務局) 結局はマンパワーによる力技で、今はデータベースソフトがあるからできるということ。

(委 員) 実際には、貢献度をどのように査定するかは難しいのでは。

(事務局) その辺は、結果としてペンディングとなっても構わないのではないかと思います。ここまでにについてはコンセンサスがありましたというところが答申として出ればよいと思います。議論の質としては、既に非常に高いものになっていると思っている。

(会 長) では、これはまた答申の原案を策定される委員の方々に織り込んでいただきたいと思う。それでは次の会合について事務局から提案があるということだが。

(事務局) すみません。最後に一点、日程の変更についてご提案をさせていただきます。資料の最後に審議会開催日程の変更についてという資料をつけていますのでご覧ください。こちらの資料は、基本的に3回目の会議でお示しした資料に一行足したものです。下から2行目に、参考というところで、都市社連協理事会というものが入った。これは、各市町村の社会教育委員の会議の議長、または生涯学習審議会の会長たちで集まる会で、この理事会が第8回の全体会の予定日とぶつかってしまうことが判明した。会長と事務局が出席しなければならないためこの日の開催が困難になったので、ルールとしては、水・木と交互にやっていくんですが、今日が木曜日で、次回は水曜日の予定だが、その次の2月も水曜日にやらせていただきたいと、変わりに3月は木曜日に催すという形にさせていただきたいが、いかがだろうか。

(会 長) 都合が悪い人、いますか。

(会長と副会長がだいじょうぶならの声あり。)

(会 長) わかりました。では、日程を変更するということにします。

7 その他

次回審議会の日程

▽第7回審議会

日程：平成28年1月20日（水）午後3時～5時

会場：府中駅北第2庁舎4階会議室

以上